羽咋市家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による資源の有効利用を推進するため、家庭 用生ごみ処理機等の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その 交付については、羽咋市補助金交付事務取扱規則(昭和55年羽咋市規則第21号)に定めるもの のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「家庭用生ごみ処理機等」とは、家庭から排出される生ごみを微生物の活動又は電動処理により分解し、堆肥化又は減量するための機器及び生ごみの水を切ることにより排出される生ごみの量を減量するための次の各号に定めるものとする。ただし、中古品を除く。
 - (1) 家庭用生ごみ処理機
 - (2) コンポスト容器
 - (3) 生ごみ水きりバケツ
 - (4) ダンボールコンポスト容器
 - (5) 絞れる三角コーナー

(助成金の交付対象)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、現に居住している世帯(事業所を除く。)の世帯主とし、家庭用生ごみ処理機等を継続して使用できるものであること。

(助成金の額)

- 第4条 助成金の額は次のとおりとする。助成額に百円未満の端数があるときは、当該端数を切り 捨てた額とする。
 - (1) 家庭用生ごみ処理機は、1機につき購入金額の2分の1以内とし、3万円を限度とする。
 - (2) コンポスト容器は、1器につき3千円を限度とする。
 - (3) 生ごみ水きりバケツ、ダンボールコンポスト容器及び絞れる三角コーナーは、1個につき 千円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、家庭用生ごみ処理機等 を購入した日の属する年度の3月31日までに、家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付申請書 (様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

- 第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を適当と認めると きは、交付額を決定し、家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付決定通知書(様式第2号)によ り、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、審査の結果、助成金の交付を不適当と認めるときは、家庭用生ごみ処理機等購入助成

金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者が、助成金の交付を請求するときは、家庭 用生ごみ処理機等購入費助成金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(調査等)

第8条 市長は、申請者に対して助成事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

(助成金の返還)

第9条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により助成金を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。ただし、平成22年4月1日から購入のものに適用する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

羽咋市家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付申請書

年 月 日

羽咋市長 殿

申請者 住所

氏名(世帯主)

電話

羽咋市家庭用生ごみ処理機等購入費助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請額

(百円未満の端数は切り捨てる)

購入内容

購入機器	① 家庭用生ごみ処理機 (メーカー:) (機種:)
	② コンポスト容器 ③ 生ごみ水きりバケツ・ダンボールコンポスト容器・しぼれる三角コーナー
購入金額	円
購入日	年月日
購入区分	新規購入・代替購入
添付書類	・領収書(写し可)・保証書の写し(家庭用生ごみ処理機の場合)

羽咋市家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付決定通知書

様

年 月 日

羽咋市長

年 月 日付で交付申請のあった羽咋市家庭用生ごみ処理機等購入費助成金の交付について、羽咋市家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付要綱に基づき内容を審査した結果、次のとおり決定したので通知します。

記

助成金交付決定額

円

羽咋市家庭用生ごみ処理機等購入費助成金不交付決定通知書						
様						
	年	月	日			
羽咋市長						
年 月 日付で交付申請のあった羽咋市家庭用生ごみ処理機等購入費助成金	の交付に	ついて	、羽			
咋市家庭用生ごみ処理機等購入費助成金交付要綱に基づき内容を審査した結果、次のとおり決定し						
たので通知します。						
記						
不交付の理由						

羽咋市長 殿

住所

氏名(世帯主)

電話

羽咋市家庭用生ごみ処理機等購入費助成金請求書

年 月 日付で交付決定通知のあった羽咋市家庭用生ごみ処理機等購入費助成金として、下記の 金額を交付されるよう羽咋市補助金交付事務取扱規則及び羽咋市家庭用生ごみ処理機等購入費助 成金交付要綱の規定により請求します。

記

1 請求額 円

2 助成金振込先

金融機関名	銀行・金庫・農協	支店
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
口座名義	(カナ)	